西区市民活動ネットワーク登録基準

(目的)

第1条 この基準は、西区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

- 第2条 団体は、次の要件をすべて備えていることとする。
 - (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団 体であること
 - (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
 - (3) 会則又は規約を有していること
 - (4) 会員名簿を有していること

(活動内容)

- 第3条 活動内容は、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 自然・環境に関する活動
 - (2) 健康・福祉に関する活動
 - (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
 - (4) 安全・生活環境に関する活動
 - (5) 地域交流に関する活動
 - (6) 青少年の健全育成に関する活動
 - (7) スポーツの振興に関する活動
 - (8) その他、区のまちづくりに寄与するものと、区長が特に認める活動
- 2 次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。
 - (1) 専ら営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とす る活動
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (4) 趣味や娯楽に目的が特化された活動
 - (5) 公序良俗に反する活動
- 3 前項に反しなされた申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(登録の申請)

- 第4条 登録を受けようとする団体は、西区市民活動ネットワーク登録申請書(様式 第1号)に、次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。
 - (1) 会則又は規約
 - (2) 会員名簿又はこれに類するもの
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収入支出予算書
 - (5) その他区長が必要とする書類

(登録の完了)

- 第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を確認し、登録基準に照らし合わせ、不備等が無い場合は、西区市民活動ネットワーク登録申請書を 受理することとし、受理した段階で登録完了とする。
- 2 区長は、前項の規定により受理した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(登録の取消し)

- 第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録の取消しを行うことができる。
 - (1) 第3条の活動内容に該当しなくなったとき
 - (2) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないと
 - (3) 団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき (実績報告の提出)
- 第7条 区長は、必要に応じ団体に対し活動報告書の提出を求めることができる。 (その他)
- 第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成23年4月1日から施行する。